

# 国保だより

NO.80

発行：野田市 国保年金課 ☎7125-1111 内線3115～3121 平成26年12月1日

平成25年度

## 国保特別会計の運営状況について

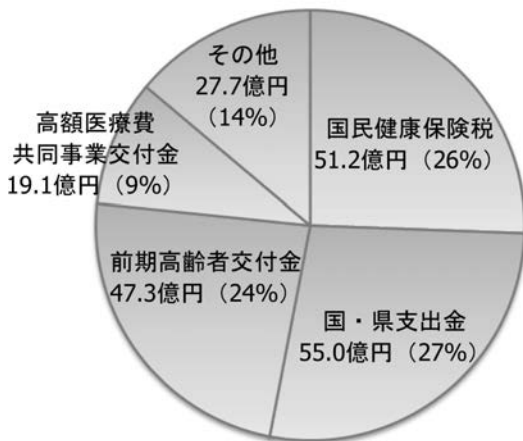
国民健康保険（国保）は病气やけがをしたときに、安心して医療機関等にかかることができる医療保険制度です。国保は加入者の皆さんが納めた国保税と国・県の負担金などを財源として、市が運営しています。

### 国保運営の現状

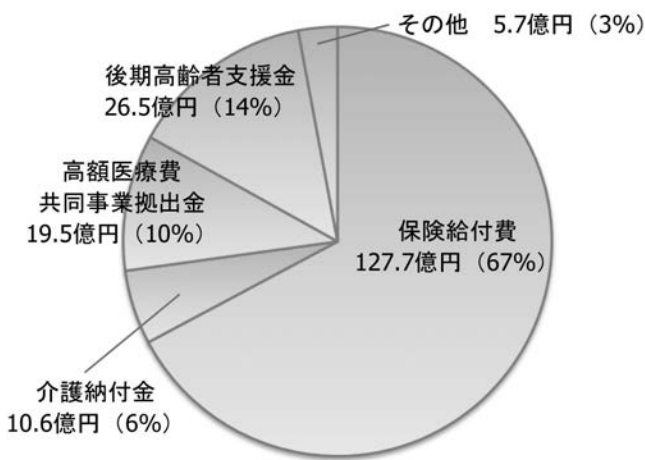
近年の国保運営は、医療費の増加と国保税の減少により、非常に厳しさを増しています。

平成25年度の国保特別会計の歳入総額は、約200億3千万円です。このうち加入者の皆さんに納めていただく国保税は、全体の26%の約51億2千万円を占めており、前年度に比べ、約1千万円の減収となりました。

歳入 200.3億円



歳出 190.0億円



歳出の総額は約190億円です。主な支出は、保険給付費の127億7千万円で、支出全体の67%を占めています。これは、医療費の保険者負担分として、医療機関に支払いをした金額で、前年度に比べ、約4億4千万円増加しています。また、後期高齢者医療制度への支援金は約26億5千万円で約1億4千万円増えました。

このように支出は増加傾向にありますが、予算の範囲内であったことや、

国県の交付金が増加したことから、平成25年度の実質収支額は黒字となりました。

今後も高齢化が一層進み、医療費は増加の見通しで、国保財政の安定化は重要な課題となっています。本年度については、剰余金及び財政調整基金を活用することで、事業運営ができるものと見込んでおりますが、医療費の増加がこのまま続いた場合は、平成27年度の国保財政に影響が出ることも考えられることから、国保運営協議会において、今後の対応等を審議しております。

### 国保財政の安定化に向けて

国保税の収納対策、特に収納率の上は、国保財政のためだけでなく、加入者間の負担の公正性を保つためにも重要です。このため、日曜夜間の納付相談窓口の開設、滞納者に対する給与や預金等の差押等を積極的に実施しています。

また、医療費の適正化を図るため、保険事業（特定健診・特定保健指導）に積極的に取り組む、疾病の予防、早期発見、早期治療といった健康管理や、ジェネリック医薬品の利用を促進するなど、医療費の節約を図ることに重点をおいた取組を行っています。

今後も国保財政の安定化のため、国保に対するご理解をいただき、国保税の納期内納付にご協力をお願いいたします。

## 70歳未満の高額療養費の 自己負担額の見直し

ひと月の医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が払い戻される高額療養費制度があります。

平成27年1月診療分より、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が所得により3区分から5区分に見直されます。70歳以上75歳未満の方の自己負担額は据え置かれます。

### 自己負担限度額について

高額療養費の自己負担限度額は、毎年8月から、国保加入者及び世帯主の方の前年の所得によって区分が判定されます。国保加入者の中に一人でも未申告の方がいると正しく判定できません。収入のない方についても、所得申告をされなければ住民税非課税の区分には該当しません。

国保加入者及び世帯主の方は、収入のない場合であっても必ず収入0円等の市民税申告をしてください。

世帯の国保加入者に資格や所得が異動すると区分が変わることがあります。



### 平成26年12月診療分まで（3区分）

区分	総所得金額等※1	自己負担限度額	4回目以降※2
上位所得(A)	600万円超	150,000円 + (総医療費-500,000円) × 1%	83,400円
一般(B)	600万円以下	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円
低所得(C)	住民税非課税	35,400円	24,600円

### 平成27年1月診療分から（5区分）

区分	総所得金額等※1	自己負担限度額	4回目以降※2
901万円超(ア)	901万円超(ア)	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円
600万円超 901万円以下(イ)	600万円超 901万円以下(イ)	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円
210万円超 600万円以下(ウ)	210万円超 600万円以下(ウ)	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円
210万円以下(エ)	210万円以下(エ)	57,600円	44,400円
住民税非課税(オ)	住民税非課税(オ)	35,400円	24,600円

※1 総所得金額等＝総所得金額－基礎控除（3.3万円）

※2 過去12か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担額

## 国保に加入するときは

やめるときの手続は、14日以内に



退職などで職場の健康保険をやめたときは「国保に加入する届出」、就職などで他の健康保険に加入したときは「国保をやめる届出」が必要です。

### 国保に加入する届出が遅れると...

国保税は、加入の届出を行った日ではなく、国保の資格を得た月の分から遡って納めていただくことになります。

届出をしない間は保険証がないため、その間にかかった医療費は、やむを得ない場合を除き、全額自己負担になってしまいます。

### 国保をやめる届出が遅れると...

職場の健康保険が交付された日ではなく、健康保険の資格を取得した日から、国保の資格を喪失することになります。職場の健康保険証が届くまでに医療機関等を受診したい場合は、国保の保険証を使用する前に職場にご相談ください。国保の保険証を使用して医療機関等を受診してしまうと、国保が負担した医療費を後で返還していただくこととなります。

届出をするとき	届出に必要なもの
職場の健康保険をやめたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場の健康保険をやめた証明書または退職証明書など</li> <li>届出者本人であることを証明するもの（運転免許証など）</li> <li>年金手帳（20歳以上60歳未満）</li> </ul>
職場の健康保険に加入したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>国保の保険証</li> <li>職場の健康保険証等（未交付の場合は加入したことを証明するもの）</li> </ul>

やめる届出をするまでの間は、国保の加入者として国保税の納付をしなければ、健康保険料と二重に納めてしまうことがあります。国保税はやめる届出を行った後、再計算し変更されます。

### 【保険証の取扱い注意事項】

○医療機関等で受診される場合は、必ず保険証を窓口に表示してください。

○保険証の記載事項に変更があったときは14日以内に保険証を添えて、届けてください。  
○交通事故などで保険証を使用したときは、必ず届けてください。

# 柔道整復師による施術を受ける方へ

柔道整復師（接骨院や整骨院）の施術には、健康保険が使える場合と使えない場合があります。施術を受けるときは、何が原因で負傷したのか正確に伝えましょう。

## ◆健康保険が使えるもの

（一部自己負担）

- 骨折、不全骨折、脱臼（医師の同意書が必要です。但し、応急手当の場合は不要）
- 急性などの外傷性の捻挫・打撲・挫傷（肉離れなど）

## ◆健康保険が使えないもの

（全額自己負担）

- ×日常生活による疲れ、体調不良や単なる肩こり
- ×スポーツなどによる肉体疲労
- ×病気（神経痛・五十肩・ヘルニア等）からくる痛み
- ×脳疾患後遺症などの慢性病
- ×慰安目的など

## ◆治療をうけるときの注意

- ①負傷原因を正確に伝えてください。負傷原因が外傷性でない場合や労



働災害・通勤災害の場合は、健康保険が使いません。どのような原因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えましょう。

②療養費支給申請書には、内容を確認してから必ず自分で署名又は捺印してください。

## 第三者行為によるけが

### 保険証を使用するには届出が必要です

交通事故など、第三者（加害者）の行為が原因で負傷したときの治療費は、原則として加害者が負担すべきものですが、届出をすることによって国保で治療を受けられます。

この場合、国保がその治療費の保険給付分（7〜9割）を一時的に立て替えて医療機関に支払い、後からその医療費を加害者に請求することとなります。

交通事故にあったときは、落ち着いて行動し、必ず警察に連絡しましょう。国保で治療を受けるときは、必ず市役所に届出をしてください。

なお、加害者との話し合いがついて示談をすると、その示談の内容が優先されるため、国保で立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、必ず示談の前にご連絡ください。

## ③施術が長期間にわたる場合は、かかりつけの医師に相談しましょう。

症状の改善が見られない場合、内科的要因も考えられますので、かかりつけの医師に相談しましょう。

## ◆国保が

使えないとき

次のようなときは、国保で治療を受けることができません。



- 業務上仕事、通勤上の病気やけが。この場合は、雇用主や労災保険での対応となります。
- 飲酒、無免許運転など悪質な法令違反に伴う交通事故でのけが
- ケンカ、泥酔など著しい不行跡によるけがや病気
- 麻薬中毒、自殺など犯罪や故意による病気やけが
- 医師の指示に従わなかったとき
- 病気とみなされないもの

## 還付金詐欺に

ご注意ください！



野田市内にお住まいの方に、市役所等の職員を名乗る者から、「国民健康保険の還付の通知を送付している。」などの偽りの内容の電話がかかってきています。

市から、電話で「キャッシュカード等の番号や暗証番号を尋ねる」、「ATMの操作を求め」ることは絶対にありません。

電話の指示どおりに操作をすると、自分の口座から犯人にお金を振り込んでしまいます。ATMに誘導するような電話は詐欺ですので絶対に振り込むようなことはしないでください。

不審な電話や郵便などがあつた場合には、要求に従わずに、すぐに警察、又は振り込め詐欺相談専用ダイヤルにご相談ください。相談専用ダイヤルは、フリーダイヤルで通話料金はかかりません。

○野田警察署 ☎ 7 1 2 5 0 1 1 0

「オレだけど、至急お金が必要なんだ」  
「警察ですが、カードを預かります」

## 振り込め詐欺に注意!!

「お金」「カード」の話が出たら、詐欺です。  
迷わず相談を!

振り込め詐欺 相談専用ダイヤル  
**0120-494-506**  
ヨクシヨール

受付：月～金曜日(祝日を除く)  
8時30分～17時15分



## 確定申告時の社会保険料控除について 「納付済額のお知らせ」を郵送します



領収証書の添付は必要ありません

確定申告等の社会保険料控除として、前年の1月1日から12月31日までに納付した国保税も控除の対象となり、所得金額から差し引くことができます。

口座振替の場合は預貯金通帳で、金融機関やコンビニで納付書にて納付いただいた場合はお手元に保管されている領収証書で、また年金からの特別徴収の場合は公的年金等の源泉徴収票にて確認の上、平成26年中に納付した合計額を申告書に記入してください。

なお、申告書には領収証書等の証明書類の添付は必要ありません。

### ◆控除を受けられる方

国保税を納付された方が控除を受けられますが、納付方法により取扱いが異なります。

○特別徴収(年金から天引き)の場合  
国保税が特別徴収されている年金を受給している世帯主の方

○普通徴収(納付書又は口座振替で納付)の場合

実際に国保税を負担した方

今年度より「納付済額のお知らせ」を郵送します

納付済額を確認いただけるよう、新たに、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付済額のお知らせを郵送します。

口座振替や金融機関・コンビニで納付いただいた方に1月末頃発送する予定です(一部、年金天引きによる特別徴収の方も含まれます)。

特別徴収のみの方は、年金支払者から交付される「公的年金等の源泉徴収票」によりご確認ください。

「納付済額のお知らせ」が届く前に知りたいとき

市では、国保税の平成26年中の納付額の確認を希望する方に、納付済

国保税は納期内に納付を

納付相談窓口等のご案内

仕事などで平日の昼間にこ来庁いただけない方のために市税等の納付及び納付相談窓口を開設しています。



額確認書を窓口にて交付しています(無料)。

※窓口が混雑することもありますので、できるかぎり「納付済額のお知らせ」をご利用ください。

◆交付を受けることができる人

同一世帯員以外の代理の方がこの確認書の交付を受ける場合は、委任が必要になります。

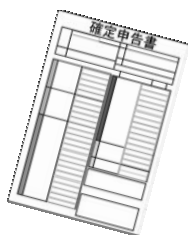
また、電話による納付額の問合せについては、本人又は同一世帯員であるかどうかの確認をさせていただきますので、折り返しの電話にてお知らせします。本人確認ができない場合には、お知らせできません。

◆交付窓口

国保年金課(介護保険料は高齢者福祉課)・関宿支所・各出張所

※後期高齢者医療保険料についても各窓口にて交付します。

※納付済額確認書の郵送は行っていません。



【納付相談等窓口・日時】

市役所2階収税課

平日8時30分～20時(祝日除く)

日曜日8時30分～17時15分

関宿支所1階収税課

平日8時30分～17時15分(祝日除く)

※土曜日・年末年始は除きます。

国保税の納付は  
便利な口座振替で!!

口座振替(自動振込)は、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れの心配がなく便利です。



納税通知書に綴られた専用はがきか、市内金融機関と収税課窓口にある「野田市市税等口座振替依頼書」で申し込んでください。

【申込みの際の注意事項】

- ・預貯金通帳と届出印を持参してください。
- ・納税義務者は世帯主です。
- ・口座振替は、廃止の届出をしない限り次年度以降も継続されます。

全国のコンビニ等でも

国保税の納付ができます

納付書が1枚ずつ分かれていきますので、納付の際は、納期や金額、期別をよくご確認の上納付してください。ただし、納期限を過ぎた納付書は取扱できませんのでご注意ください。

なお領収証書は大切に保管してください。